

北九州市告示第 97 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 219 条第 2 項の規定により、令和 5 年 3 月市議会定例会において議決された令和 5 年度北九州市暫定予算の要領を次のとおり公表する。

令和 5 年 3 月 31 日

北九州市長 武 内 和 久

- 1 令和 5 年度北九州市暫定予算
- 2 令和 5 年度北九州市一般会計暫定予算に関する説明書
- 3 令和 5 年度北九州市特別会計暫定予算に関する説明書

令和 5 年度

北 九 州 市 暫 定 予 算

目 次

	頁
一 般 会 計	
一 般 会 計 暫 定 予 算	1
特 別 会 計	
国 民 健 康 保 険 特 別 会 計 暫 定 予 算	23
食 肉 セ ン タ ー 特 別 会 計 暫 定 予 算	28
卸 売 市 場 特 別 会 計 暫 定 予 算	31
渡 船 特 別 会 計 暫 定 予 算	36
土 地 区 画 整 理 特 別 会 計 暫 定 予 算	40
土 地 区 画 整 理 事 業 清 算 特 別 会 計 暫 定 予 算	46
港 湾 整 備 特 別 会 計 暫 定 予 算	49
公 債 償 還 特 別 会 計 暫 定 予 算	55
住 宅 新 築 資 金 等 貸 付 特 別 会 計 暫 定 予 算	59
土 地 取 得 特 別 会 計 暫 定 予 算	62
駐 車 場 特 別 会 計 暫 定 予 算	67
母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金 特 別 会 計 暫 定 予 算	70
産 業 用 地 整 備 特 別 会 計 暫 定 予 算	73
漁 業 集 落 排 水 特 別 会 計 暫 定 予 算	76

介護保険特別会計暫定予算	79
空港関連用地整備特別会計暫定予算	86
臨海部産業用地貸付特別会計暫定予算	89
後期高齢者医療特別会計暫定予算	92
市民太陽光発電所特別会計暫定予算	96
市立病院機構病院事業債管理特別会計暫定予算	99
上水道事業会計暫定予算	103
工業用水道事業会計暫定予算	109
交通事業会計暫定予算	112
病院事業会計暫定予算	116
下水道事業会計暫定予算	119
公営競技事業会計暫定予算	123

一 般 会 計

令和 5 年度 北 九 州 市 一 般 会 計 暫 定 予 算

令和5年度北九州市の一般会計の暫定予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出暫定予算)

第 1 条 歳入歳出暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ 191,729,000千円と定める。

2 歳入歳出暫定予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出暫定予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

(地 方 債)

第 3 条 地方自治法第230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第235条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入の最高額は、85,000,000千円とする。

(歳出予算の流用)

第 5 条 地方自治法第220条第 2 項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和 5 年 3 月 9 日提出

北九州市長 武 内 和 久

第1表 歳入歳出暫定予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 市税		54,071,640
	1 市民税	14,493,000
	2 固定資産税	26,400,000
	3 軽自動車税	2,000,430
	4 市たばこ税	1,212,000
	5 鉱産税	4,000
	6 特別土地保有税	10
	7 入湯税	1,000
	8 事業所税	5,486,010
	9 都市計画税	4,258,180
	10 環境未来税	159,000
11 宿泊税	58,010	

(単位：千円)

款	項	金額
2 地方譲与税		765,030
	1 地方揮発油譲与税	308,000
	2 自動車重量譲与税	446,000
	3 森林環境譲与税	10
	4 特別とん譲与税	10
	5 航空機燃料譲与税	10
	6 石油ガス譲与税	11,000
3 利子割交付金		10
	1 利子割交付金	10
4 配当割交付金		10
	1 配当割交付金	10
5 株式等譲渡所得割交付金		10

(単位：千円)

款	項	金額
	1 株式等譲渡所得割交付金	10
6 分離課税所得割交付金		10
	1 分離課税所得割交付金	10
7 法人事業税交付金		10
	1 法人事業税交付金	10
8 地方消費税交付金		5,335,000
	1 地方消費税交付金	5,335,000
9 ゴルフ場利用税交付金		10
	1 ゴルフ場利用税交付金	10
10 環境性能割交付金		10
	1 環境性能割交付金	10
11 軽油引取税交付金		10

(単位：千円)

款	項	金額
	1 軽油引取税交付金	10
12 国有提供施設等所在市町村助成交付金		10
	1 国有提供施設等所在市町村助成交付金	10
13 地方特例交付金		623,000
	1 地方特例交付金	622,990
	2 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	10
14 地方交付税		33,135,391
	1 地方交付税	33,135,391
15 交通安全対策特別交付金		10
	1 交通安全対策特別交付金	10
16 分担金及び負担金		654,214
	1 負担金	654,214

(単位：千円)

款	項	金額
17 使用料及び手数料		4,357,378
	1 使用料	2,818,014
	2 手数料	1,539,364
18 国庫支出金		33,524,758
	1 国庫負担金	25,503,248
	2 国庫補助金	7,892,414
	3 委託金	129,096
19 県支出金		7,937,492
	1 県負担金	4,878,944
	2 県補助金	2,326,060
	3 委託金	732,488
20 財産収入		272,119

(単位：千円)

款	項	金額
	1 財産運用収入	231,569
	2 財産売却収入	40,550
21 寄附金		260,395
	1 寄附金	260,395
22 繰入金		150,520
	1 特別会計繰入金	11,690
	2 基金繰入金	138,830
23 繰越金		10
	1 繰越金	10
24 諸収入		38,723,043
	1 延滞金加算金及び過料	37,612
	2 市預金利子	10

(単位：千円)

款	項	金額
	3 貸付金元利収入	35,451,620
	4 受託事業収入	56,923
	5 収益事業収入	900,010
	6 雑入	2,276,868
25 市債		11,918,910
	1 市債	11,918,910
歳	入	合
		計
		191,729,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 議会費		538,665
	1 議会費	538,665
2 総務費		13,616,892
	1 総務職員費	5,168,526
	2 総務管理費	1,407,410
	3 企画費	4,095,985
	4 市民費	1,264,475
	5 徴税費	678,573
	6 戸籍住民基本台帳費	550,611
	7 選挙、人事委員会及び監査委員費	447,061
	8 統計調査費	4,251
3 保健福祉費		44,713,644

(単位：千円)

款	項	金額
	1 保健福祉職員費	3,036,264
	2 社会福祉費	21,146,882
	3 公衆衛生費	3,306,269
	4 環境衛生費	134,771
	5 保健所費	571,330
	6 生活保護費	11,298,998
	7 災害救助費	3,888
	8 繰出金	5,215,242
4 子ども家庭費		21,595,303
	1 子ども家庭職員費	1,626,228
	2 子ども家庭費	19,966,964
	3 繰出金	2,111

(單位：千円)

款	項	金額
5 環境費		4,785,384
	1 環境職員費	1,021,756
	2 環境費	3,763,628
6 労働費		283,106
	1 労働諸費	283,106
7 農林水産業費		661,981
	1 農林水産業職員費	210,271
	2 農業費	213,375
	3 林業費	36,559
	4 水産業費	194,251
	5 繰出金	7,525
8 産業経済費		38,036,104

(単位：千円)

款	項	金額
	1 産業経済職員費	481,480
	2 産業学術費	37,058,254
	3 観光振興費	365,696
	4 繰出金	130,674
9 土木費		14,121,670
	1 土木職員費	1,416,883
	2 土木管理費	241,615
	3 道路橋りょう費	4,992,245
	4 河川費	2,266,282
	5 都市計画費	4,836,332
	6 繰出金	368,313
10 港湾費		8,838,806

(單位：千円)

款	項	金額
	1 港湾職員費	420,574
	2 港湾管理費	320,822
	3 港湾整備費	7,951,609
	4 埋立費	145,530
	5 繰出金	271
11 建築行政費		2,917,986
	1 建築職員費	503,231
	2 建築管理費	1,189,349
	3 住宅建設費	1,225,406
12 消防費		3,760,683
	1 消防費	3,760,683
13 教育費		23,256,061

(単位：千円)

款	項	金額
	1 教育職員費	14,880,497
	2 教育総務費	504,935
	3 小学校費	3,936,018
	4 中学校費	2,325,503
	5 高等学校費	45,972
	6 特別支援学校費	895,370
	7 幼稚園費	22,965
	8 専修学校費	4,450
	9 社会教育費	279,318
	10 保健体育費	360,705
	11 繰出金	328
14 災害復旧費		851

(単位：千円)

款	項	金額
	1 鉦害復旧費	851
15 諸支出金		14,301,864
	1 公債償還特別会計繰出金	12,867,991
	2 公営企業費	939,863
	3 基金積立金	494,010
16 予備費		300,000
	1 予備費	300,000
歳	出	合
		計
		191,729,000

第2表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
公用車リース経費（本庁舎）	自 令和 6 年 度 至 令和 12 年 度	44,000
全庁GIS（統合型GIS）構築運用事業	自 令和 6 年 度 至 令和 8 年 度	51,000
庁内イントラネット管理・運用事業	自 令和 6 年 度 至 令和 10 年 度	1,189,400
行政情報検索サービス経費	令和 6 年 度	11,900
RPAサーバリース経費	自 令和 6 年 度 至 令和 10 年 度	32,700
公用車リース経費（戸畑区スポーツ振興業務）	令和 6 年 度	250
公用車リース経費（八幡東区スポーツ振興業務）	自 令和 6 年 度 至 令和 9 年 度	660
ウーマンワークカフェ北九州運営事業	自 令和 6 年 度 至 令和 7 年 度	40,000
固定資産税GIS活用経費	自 令和 6 年 度 至 令和 8 年 度	66,000
市民課入力業務・窓口案内業務委託事業	自 令和 6 年 度 至 令和 8 年 度	462,000
おくやみコーナー運営業務委託事業	自 令和 6 年 度 至 令和 8 年 度	66,700

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
統計調査員管理システム保守・運用事業	自 令和 6 年 度 至 令和 7 年 度	360
直営保育所タイムレコーダーリース経費	自 令和 6 年 度 至 令和 9 年 度	3,100
保育士宿舍借り上げ支援事業	令和 6 年 度	22,500
保育所整備推進事業	令和 6 年 度	104,400
折尾保育所移転建替事業	令和 6 年 度	129,000
公立直営保育所給食調理業務民間委託事業	自 令和 6 年 度 至 令和 10 年 度	107,400
放課後児童クラブ整備事業	自 令和 6 年 度 至 令和 10 年 度	30,100
ごみ収集指定袋制実施事業	令和 6 年 度	272,300
ごみ収集指定袋制実施事業（保管配送）	自 令和 6 年 度 至 令和 8 年 度	95,400
ごみ収集車両リース経費	令和 6 年 度	480
公用車リース経費（焼却工場管理業務）	自 令和 6 年 度 至 令和 11 年 度	2,400

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
皇后崎工場機器整備事業	令和 6 年 度	320,000
新門司工場基幹的設備改良事業	自 令和 6 年 度 至 令和 9 年 度	10,569,800千円に物価変動による増減額並びに当該増減額に係る消費税及び地方消費税並びに消費税及び地方消費税の税率の引上げによる増額分を加算した額
若者ワークプラザ北九州運営事業	自 令和 6 年 度 至 令和 7 年 度	132,200
高齢者就業支援センター運営委託事業	自 令和 6 年 度 至 令和 7 年 度	47,600
学術研究都市中央図書館端末機器リース経費	自 令和 6 年 度 至 令和 10 年 度	3,300
道路維持事業（国道200号ほか）	令和 6 年 度	80,000
道路維持事業（大字門司1号線）	自 令和 6 年 度 至 令和 7 年 度	35,000
道路新設改良事業（恒見朽網線）	自 令和 6 年 度 至 令和 7 年 度	530,000
街路事業（新々堀川移設工事ほか）	令和 6 年 度	240,000
公用車リース経費（港湾空港局）	令和 6 年 度	1,800

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
公用車リース経費（港湾空港局）	自 令和 6 年 度 至 令和 12 年 度	31,500
響灘東地区処分場整備事業	令和 6 年 度	2,700,000
響灘東地区埋立地整備事業	令和 6 年 度	410,400
消防施設整備事業	令和 6 年 度	54,100
常備車両更新経費	令和 6 年 度	835,700
常備車両リース経費	自 令和 6 年 度 至 令和 12 年 度	16,800
公用車リース経費（防火査察業務）	自 令和 6 年 度 至 令和 13 年 度	10,300
I C T支援員業務委託事業（小学校）	令和 6 年 度	54,900
I C T支援員業務委託事業（中学校）	令和 6 年 度	26,800
I C T支援員業務委託事業（特別支援学校）	令和 6 年 度	3,500
公用車リース経費（幼児教育センター業務）	自 令和 6 年 度 至 令和 10 年 度	1,000

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
令和5年度における地方債証券の共同発行によって生ずる連帯債務	自 令 和 5 年 度 至 令 和 15 年 度	元金 1,065,000,000千円 及び利子相当額
令和5年度における地方債証券（グリーンボンド）の共同発行によって生ずる連帯債務	自 令 和 5 年 度 至 令 和 15 年 度	元金 109,000,000千円 及び利子相当額

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
総務施設建設事業	千円 288,800	証書借入 又は 証券発行 (他の地方 公共団体 との共同 発行を含 む。)	8.5 以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる政府 資金及び地方公共団体 金融機構資金につい て、利率の見直しを行 った後においては、当 該見直し後の利率)	30年(据置期間を含む。)以内に元利均等そ の他の方法により償還する。 ただし、財政の都合により繰上償還をなし、 償還年限を短縮し、また低利債に借換するこ とができるものとし、借入先の融通条件がある ときは、これに従うことができる。
保健福祉施設建設事業	377,100			
子ども家庭施設建設事業	483,000			
環境施設建設事業	226,100			
農林水産施設建設事業	42,700			
産業経済施設建設事業	72,100			
土木施設建設事業	4,912,200			
港湾施設建設事業	2,408,100			
建築行政施設建設事業	810,700			
消防施設建設事業	244,000			
教育施設建設事業	2,054,100			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
臨時財政対策債	千円 10		%	

特 別 会 計

議案第 2 号

令和 5 年度 北九州市国民健康保険特別会計暫定予算

令和5年度北九州市の国民健康保険特別会計の暫定予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出暫定予算)

第 1 条 歳入歳出暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ 22,634,000千円と定める。

2 歳入歳出暫定予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出暫定予算」による。

令和 5 年 3 月 9 日提出

北九州市長 武 内 和 久

第1表 歳入歳出暫定予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 国民健康保険料		235,646
	1 国民健康保険料	235,646
2 使用料及び手数料		10
	1 手数料	10
3 国庫支出金		1,210
	1 国庫補助金	1,210
4 県支出金		21,643,341
	1 県負担金	10
	2 県補助金	21,643,331
5 繰入金		700,678
	1 繰入金	700,678
6 繰越金		51,610

(単位：千円)

款	項	金額
7 諸収入	1 繰越金	51,610
		1,505
	1 延滞金加算金及び過料	20
	2 雑入	1,485
歳入	合計	22,634,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		513,095
	1 総務管理費	513,095
2 保険給付費		21,823,140
	1 保険給付費	21,823,140
3 国民健康保険事業費納付金		50
	1 医療給付費分納付金	20
	2 後期高齢者支援金等分納付金	20
	3 介護納付金分納付金	10
4 保健事業費		233,605
	1 保健事業費	233,605
5 諸支出金		51,610
	1 償還金及び還付加算金	51,610

(単位：千円)

款	項	金額
6 予備費		12,500
	1 予備費	12,500
歳	出	合
		計
		22,634,000

議案第 3 号

令和 5 年度 北九州市食肉センター特別会計暫定予算

令和5年度北九州市の食肉センター特別会計の暫定予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出暫定予算)

第 1 条 歳入歳出暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ 89,000千円と定める。

2 歳入歳出暫定予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出暫定予算」による。

令和 5 年 3 月 9 日提出

北九州市長 武 内 和 久

第1表 歳入歳出暫定予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		40,781
	1 使用料	40,781
2 財産収入		586
	1 財産運用収入	586
3 繰入金		40,848
	1 繰入金	40,848
4 繰越金		10
	1 繰越金	10
5 諸収入		6,775
	1 雑入	6,775
歳 入	合 計	89,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 食肉センター費		88,800
	1 食肉センター費	84,778
	2 繰出金	4,022
2 予備費		200
	1 予備費	200
歳 出 合 計		89,000

議案第 4 号

令和 5 年度 北九州市卸売市場特別会計暫定予算

令和5年度北九州市の卸売市場特別会計の暫定予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出暫定予算)

第 1 条 歳入歳出暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ 265,200千円と定める。

2 歳入歳出暫定予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出暫定予算」による。

(地 方 債)

第 2 条 地方自治法第230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

令和 5 年 3 月 9 日提出

北九州市長 武 内 和 久

第1表 歳入歳出暫定予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		103,199
	1 使用料	103,199
2 県支出金		30,000
	1 県補助金	30,000
3 繰入金		68,593
	1 繰入金	68,593
4 繰越金		10
	1 繰越金	10
5 諸収入		59,698
	1 雑入	59,698
6 市債		3,700
	1 市債	3,700

(単位：千円)

款	項	金額
歳	入 合 計	265,200

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 卸売市場費		263,200
	1 卸売市場費	256,648
	2 繰出金	6,552
2 予備費		2,000
	1 予備費	2,000
歳 出 合 計		265,200

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
卸売市場施設整備事業	千円 3,700	証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	8.5% 以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	30年(据置期間を含む。)以内に元利均等その他の方法により償還する。 ただし、財政の都合により繰上償還をなし、償還年限を短縮し、また低利債に借換することができるものとし、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。

議案第 5 号

令和 5 年度 北九州市 渡船特別会計 暫定予算

令和5年度北九州市の渡船特別会計の暫定予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出暫定予算)

第 1 条 歳入歳出暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ 163,500千円と定める。

2 歳入歳出暫定予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出暫定予算」による。

令和 5 年 3 月 9 日提出

北九州市長 武 内 和 久

第1表 歳入歳出暫定予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		14,519
	1 使用料	14,510
	2 手数料	9
2 国庫支出金		11,365
	1 国庫補助金	11,365
3 県支出金		5,000
	1 県補助金	5,000
4 財産収入		240
	1 財産運用収入	240
5 繰入金		62,081
	1 繰入金	62,081
6 繰越金		70,000

(単位：千円)

款	項	金額
	1 繰越金	70,000
7 諸収入		295
	1 雑入	295
歳	入	合
		計
		163,500

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 渡船事業費		163,300
	1 渡船事業費	163,254
	2 繰出金	46
2 予備費		200
	1 予備費	200
歳 出 合 計		163,500

令和 5 年度 北九州市土地区画整理特別会計暫定予算

令和 5 年度北九州市の土地区画整理特別会計の暫定予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出暫定予算)

第 1 条 歳入歳出暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,745,200 千円と定める。

2 歳入歳出暫定予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出暫定予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

(地 方 債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

令和 5 年 3 月 9 日提出

北九州市長 武 内 和 久

第1表 歳入歳出暫定予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		16
	1 使用料	6
	2 手数料	10
2 国庫支出金		295,324
	1 国庫補助金	295,324
3 財産収入		4,242
	1 財産貸付収入	4,232
	2 財産売払収入	10
4 繰入金		355,008
	1 繰入金	355,008
5 繰越金		10
	1 繰越金	10

(単位：千円)

款	項	金額
6 諸収入		49,200
	1 雑入	49,200
7 市債		1,041,400
	1 市債	1,041,400
歳	入	合
		計
		1,745,200

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 土地区画整理事業費		1,745,200
	1 土地区画整理事業費	1,729,424
	2 繰出金	15,776
歳 出 合 計		1,745,200

第2表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
折尾土地区画整理事業	令和6年度	573,500

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
土地区画整理事業	千円 1,041,400	証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	8.5% 以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	30年(据置期間を含む。)以内に元利均等その他の方法により償還する。 ただし、財政の都合により繰上償還をなし、償還年限を短縮し、また低利債に借換することができるものとし、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。

議案第 7 号

令和 5 年度 北九州市土地区画整理事業清算特別会計暫定予算

令和 5 年度北九州市の土地区画整理事業清算特別会計の暫定予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出暫定予算)

第 1 条 歳入歳出暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ 30千円と定める。

2 歳入歳出暫定予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出暫定予算」による。

令和 5 年 3 月 9 日提出

北九州市長 武 内 和 久

第1表 歳入歳出暫定予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 清算徴収金		10
	1 清算徴収金	10
2 繰越金		10
	1 繰越金	10
3 諸収入		10
	1 雑入	10
歳 入	合 計	30

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 土地区画整理事業清算費		30
	1 土地区画整理事業清算費	30
歳 出 合 計		30

令和 5 年度 北九州市港湾整備特別会計暫定予算

令和 5 年度北九州市の港湾整備特別会計の暫定予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出暫定予算)

第 1 条 歳入歳出暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,190,000 千円と定める。

2 歳入歳出暫定予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出暫定予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

(地 方 債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

令和 5 年 3 月 9 日提出

北九州市長 武 内 和 久

第1表 歳入歳出暫定予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		754,626
	1 使用料	754,626
2 財産収入		40,415
	1 財産運用収入	40,405
	2 財産売払収入	10
3 繰入金		281
	1 一般会計繰入金	271
	2 特別会計繰入金	10
4 繰越金		10
	1 繰越金	10
5 諸収入		40,668
	1 延滞金加算金及び過料	10

(単位：千円)

款	項	金額
	2 貸付金収入	22,785
	3 雑入	17,873
6 市債		354,000
	1 市債	354,000
歳	入	合
		計
		1,190,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 港湾整備事業費		1,188,750
	1 機能施設事業費	1,029,504
	2 繰出金	159,236
2 予備費	3 基金積立金	10
	1 予備費	1,250
歳 出	合 計	1,190,000

第2表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
太刀浦第2コンテナターミナルコンテナクレーン更新事業	自 令和6年度 至 令和7年度	1,305,000

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
機能施設事業	千円 354,000	証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	8.5% 以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	40年(据置期間を含む。)以内に元利均等その他の方法により償還する。 ただし、財政の都合により繰上償還をなし、償還年限を短縮し、また低利債に借換することができるものとし、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。

令和 5 年度 北九州市公債償還特別会計暫定予算

令和 5 年度北九州市の公債償還特別会計の暫定予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出暫定予算)

第 1 条 歳入歳出暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ 32,316,000 千円と定める。

2 歳入歳出暫定予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出暫定予算」による。

(地 方 債)

第 2 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

令和 5 年 3 月 9 日提出

北九州市長 武 内 和 久

第1表 歳入歳出暫定予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 繰入金		17,591,000
	1 繰入金	17,591,000
2 市債		14,725,000
	1 市債	14,725,000
歳 入 合 計		32,316,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 公債費		32,315,970
	1 公債費	32,315,970
2 繰出金		30
	1 繰出金	30
歳 出 合 計		32,316,000

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
借換債	14,725,000 千円	証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	8.5 以内 %	30年(据置期間を含む。)以内に元利均等その他の方法により償還する。 ただし、財政の都合により繰上償還をなし、償還年限を短縮し、また低利債に借換することができるものとし、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。

議案第 10 号

令和 5 年度 北九州市住宅新築資金等貸付特別会計暫定予算

令和 5 年度北九州市の住宅新築資金等貸付特別会計の暫定予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出暫定予算)

第 1 条 歳入歳出暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ 200 千円と定める。

2 歳入歳出暫定予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出暫定予算」による。

令和 5 年 3 月 9 日提出

北九州市長 武 内 和 久

第1表 歳入歳出暫定予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 県支出金		30
	1 県補助金	30
2 繰越金		10
	1 繰越金	10
3 諸収入		160
	1 貸付金元利収入	140
	2 雑入	20
歳 入	合 計	200

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 住宅新築資金等貸付事業費		200
	1 住宅新築資金等貸付事業費	200
歳 出 合 計		200

令和 5 年度 北九州市土地取得特別会計暫定予算

令和 5 年度北九州市の土地取得特別会計の暫定予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出暫定予算)

第 1 条 歳入歳出暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,797,000千円と定める。

2 歳入歳出暫定予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出暫定予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

(地 方 債)

第 3 条 地方自治法第230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

令和 5 年 3 月 9 日提出

北九州市長 武 内 和 久

第1表 歳入歳出暫定予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 財産収入		567,967
	1 財産運用収入	10
	2 財産売払収入	567,957
2 繰入金		13,633
	1 繰入金	13,633
3 市債		1,215,400
	1 市債	1,215,400
歳 入	合 計	1,797,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 土地先行取得費		1,797,000
	1 土地先行取得費	1,217,160
	2 繰出金	579,840
歳 出	合 計	1,797,000

第2表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
道路新設改良事業用地等先行取得事業（恒見朽網線）	自 令 和 6 年 度 至 令 和 7 年 度	105,000

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
土地先行取得事業	千円 1,215,400	証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	8.5% 以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	30年(据置期間を含む。)以内に元利均等その他の方法により償還する。 ただし、財政の都合により繰上償還をなし、償還年限を短縮し、また低利債に借換することができるものとし、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。

令和 5 年度 北九州市 駐車場特別会計 暫定予算

令和 5 年度北九州市の駐車場特別会計の暫定予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出暫定予算)

第 1 条 歳入歳出暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ 54,600 千円と定める。

2 歳入歳出暫定予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出暫定予算」による。

令和 5 年 3 月 9 日提出

北九州市長 武 内 和 久

第1表 歳入歳出暫定予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		54,495
	1 使用料	54,495
2 繰越金		10
	1 繰越金	10
3 諸収入		95
	1 雑入	95
歳 入 合 計		54,600

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 駐車場事業費		54,475
	1 駐車場事業費	54,455
	2 繰出金	20
2 予備費		125
	1 予備費	125
歳 出 合 計		54,600

令和 5 年度 北九州市母子父子寡婦福祉資金特別会計暫定予算

令和 5 年度北九州市の母子父子寡婦福祉資金特別会計の暫定予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出暫定予算)

第 1 条 歳入歳出暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ 41,300 千円と定める。

2 歳入歳出暫定予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出暫定予算」による。

令和 5 年 3 月 9 日提出

北九州市長 武 内 和 久

第1表 歳入歳出暫定予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 繰入金		2,111
	1 繰入金	2,111
2 繰越金		20
	1 繰越金	20
3 諸収入		39,169
	1 貸付金元利収入	39,169
歳 入	合 計	41,300

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費		41,300
	1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	41,280
	2 繰出金	20
歳 出	合 計	41,300

令和 5 年度 北九州市産業用地整備特別会計暫定予算

令和 5 年度北九州市の産業用地整備特別会計の暫定予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出暫定予算)

第 1 条 歳入歳出暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ 143,600千円と定める。

2 歳入歳出暫定予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出暫定予算」による。

令和 5 年 3 月 9 日提出

北九州市長 武 内 和 久

第1表 歳入歳出暫定予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 財産収入		143,590
	1 財産運用収入	4,874
	2 財産売払収入	138,716
2 繰越金		10
	1 繰越金	10
歳 入 合 計		143,600

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 産業用地整備事業費		143,600
	1 産業用地整備事業費	143,590
	2 繰出金	10
歳 出 合 計		143,600

令和 5 年度 北九州市漁業集落排水特別会計暫定予算

令和 5 年度北九州市の漁業集落排水特別会計の暫定予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出暫定予算)

第 1 条 歳入歳出暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ 8,200 千円と定める。

2 歳入歳出暫定予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出暫定予算」による。

令和 5 年 3 月 9 日提出

北九州市長 武 内 和 久

第1表 歳入歳出暫定予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		10
	1 分担金	10
2 使用料及び手数料		627
	1 使用料	627
3 繰入金		7,525
	1 繰入金	7,525
4 繰越金		10
	1 繰越金	10
5 諸収入		28
	1 貸付金収入	18
	2 雑入	10
歳 入	合 計	8,200

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 漁業集落排水費		7,200
	1 漁業集落排水費	4,608
	2 繰出金	2,592
2 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出 合 計		8,200

令和 5 年度 北九州市介護保険特別会計暫定予算

令和 5 年度北九州市の介護保険特別会計の暫定予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出暫定予算)

第 1 条 歳入歳出暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ 27,625,000 千円と定める。

2 歳入歳出暫定予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出暫定予算」による。

(地 方 債)

第 2 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

令和 5 年 3 月 9 日提出

北九州市長 武 内 和 久

第1表 歳入歳出暫定予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 介護保険料		4,753,779
	1 介護保険料	4,753,779
2 使用料及び手数料		3,242
	1 手数料	3,242
3 国庫支出金		6,636,910
	1 国庫負担金	4,479,804
	2 国庫補助金	2,157,106
4 支払基金交付金		7,060,336
	1 支払基金交付金	7,060,336
5 県支出金		3,954,884
	1 県負担金	3,748,306
	2 財政安定化基金支出金	10

(単位：千円)

款	項	金額
	3 県補助金	206,568
6 財産収入		30
	1 財産運用収入	20
	2 財産売払収入	10
7 寄附金		10
	1 寄附金	10
8 繰入金		4,592,344
	1 一般会計繰入金	4,142,811
	2 基金繰入金	449,533
9 繰越金		541,414
	1 繰越金	541,414
10 諸収入		1,865

(単位：千円)

款	項	金額
	1 延滞金加算金及び過料	10
	2 雑入	1,855
11 市債		10
	1 財政安定化基金貸付金	10
12 介護予防ケアマネジメント事業費収入		80,176
	1 介護予防サービス計画費収入	80,156
	2 介護予防ケアマネジメント事業繰入金	10
	3 介護予防ケアマネジメント事業繰越金	10
歳 入	合 計	27,625,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		651, 383
	1 総務管理費	426, 955
	2 介護認定費	224, 428
2 保険給付費		25, 317, 206
	1 介護サービス等諸費	25, 317, 206
3 地域支援事業費		1, 366, 409
	1 地域支援事業費	1, 366, 409
4 財政安定化基金拠出金		10
	1 財政安定化基金拠出金	10
5 基金積立金		10
	1 基金積立金	10
6 諸支出金		9, 806

(単位：千円)

款	項	金額
	1 償還金及び還付加算金	9,806
7 予備費		200,000
	1 予備費	200,000
8 介護予防ケアマネジメント事業費		80,176
	1 介護予防サービス計画等諸費	80,176
歳	出	計
		27,625,000

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
財政安定化基金事業	<small>千円</small> 10	証書借入	<small>%</small> 無利子	福岡県介護保険財政安定化基金条例第8条又は第10条第2項の規定により償還する。

議案第 17 号

令和 5 年度 北九州市空港関連用地整備特別会計暫定予算

令和 5 年度北九州市の空港関連用地整備特別会計の暫定予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出暫定予算)

第 1 条 歳入歳出暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3,000 千円と定める。

2 歳入歳出暫定予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出暫定予算」による。

令和 5 年 3 月 9 日提出

北九州市長 武 内 和 久

第1表 歳入歳出暫定予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 財産収入		10
	1 財産売払収入	10
2 繰越金		2,980
	1 繰越金	2,980
3 諸収入		10
	1 雑入	10
歳 入	合 計	3,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 空港関連用地整備事業費		3,000
	1 空港関連用地整備事業費	2,990
	2 繰出金	10
歳 出 合 計		3,000

令和 5 年度 北九州市臨海部産業用地貸付特別会計暫定予算

令和 5 年度北九州市の臨海部産業用地貸付特別会計の暫定予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出暫定予算)

第 1 条 歳入歳出暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ 106,900千円と定める。

2 歳入歳出暫定予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出暫定予算」による。

令和 5 年 3 月 9 日提出

北九州市長 武 内 和 久

第1表 歳入歳出暫定予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 財産収入		106,900
	1 財産運用収入	106,890
	2 財産売払収入	10
歳 入 合 計		106,900

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 臨海部産業用地貸付事業費		106,900
	1 臨海部産業用地貸付事業費	106,900
歳 出 合 計		106,900

令和 5 年度 北九州市後期高齢者医療特別会計暫定予算

令和 5 年度北九州市の後期高齢者医療特別会計の暫定予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出暫定予算)

第 1 条 歳入歳出暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,850,000 千円と定める。

2 歳入歳出暫定予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出暫定予算」による。

令和 5 年 3 月 9 日提出

北九州市長 武 内 和 久

第1表 歳入歳出暫定予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 後期高齢者医療保険料		1,491,068
	1 後期高齢者医療保険料	1,491,068
2 使用料及び手数料		25
	1 手数料	25
3 国庫支出金		6,194
	1 国庫補助金	6,194
4 繰入金		330,895
	1 繰入金	330,895
5 繰越金		21,387
	1 繰越金	21,387
6 諸収入		431
	1 延滞金及び過料	90

(単位：千円)

款	項	金額
	2 償還金及び還付加算金	110
	3 雑入	231
歳	入	合
		計
		1,850,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		230,796
	1 総務管理費	171,892
	2 徴収費	58,904
2 後期高齢者医療広域連合納付金		1,585,207
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	1,585,207
3 諸支出金		21,497
	1 償還金及び還付加算金	21,497
4 予備費		12,500
	1 予備費	12,500
歳 出 合 計		1,850,000

令和 5 年度 北九州市市民太陽光発電所特別会計暫定予算

令和 5 年度北九州市の市民太陽光発電所特別会計の暫定予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出暫定予算)

第 1 条 歳入歳出暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ 41,000 千円と定める。

2 歳入歳出暫定予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出暫定予算」による。

令和 5 年 3 月 9 日提出

北九州市長 武 内 和 久

第1表 歳入歳出暫定予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 発電収入		15,594
	1 発電収入	15,594
2 繰越金		25,406
	1 繰越金	25,406
歳 入 合 計		41,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 市民太陽光発電所事業費		34,000
	1 市民太陽光発電所事業費	22,207
	2 繰出金	11,793
2 予備費		7,000
	1 予備費	7,000
歳 出 合 計		41,000

令和 5 年度 北九州市市立病院機構病院事業債管理特別会計暫定予算

令和 5 年度北九州市の市立病院機構病院事業債管理特別会計の暫定予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出暫定予算)

第 1 条 歳入歳出暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ 20 千円と定める。

2 歳入歳出暫定予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出暫定予算」による。

(地 方 債)

第 2 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

令和 5 年 3 月 9 日提出

北九州市長 武 内 和 久

第1表 歳入歳出暫定予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金額
1 諸収入		10
	1 貸付金元利収入	10
2 市債		10
	1 市債	10
歳 入 合 計		20

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 市立病院機構病院事業債管理事業費		20
	1 市立病院機構病院事業債管理事業費	10
	2 繰出金	10
歳 出	合 計	20

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
市立病院機構貸付金	千円 10	証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	8.5% 以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	30年(据置期間を含む。)以内に元利均等その他の方法により償還する。 ただし、財政の都合により繰上償還をなし、償還年限を短縮し、また低利債に借換することができるものとし、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。

令和5年度 北九州市上水道事業会計暫定予算

(総 則)

第1条 令和5年度北九州市の上水道事業会計の暫定予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

〔水道事業〕

(1) 給水戸数	513,424戸
(2) 総配水量	25,994千m ³
(3) 一日平均配水量	285,648m ³
(4) 主要な建設改良事業	
イ 配水管整備改良事業	2,657,786千円
ロ 浄水場整備事業	1,281,299千円
ハ 送配水施設整備事業	293,575千円

〔水道用水供給事業〕

(1) 給水事業者数	5 事業者
(2) 総給水量	1,820千m ³
(3) 一日平均給水量	20,000m ³

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

〔水道事業〕

	収 入	
第1款 水道事業収益	5,628,396 千円	
第1項 営業収益	4,086,912 千円	
第2項 営業外収益	1,541,464 千円	
第3項 特別利益	20 千円	
	支 出	
第1款 水道事業費	6,723,379 千円	
第1項 営業費用	5,570,461 千円	
第2項 営業外費用	1,151,097 千円	
第3項 特別損失	1,821 千円	

〔水道用水供給事業〕

	収 入	
第2款 用水供給事業収益	224,972 千円	
第1項 営業収益	201,594 千円	
第2項 営業外収益	23,368 千円	
第3項 特別利益	10 千円	
	支 出	
第2款 用水供給事業費	180,464 千円	
第1項 営業費用	180,137 千円	
第2項 営業外費用	317 千円	
第3項 特別損失	10 千円	

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 2,836,517千円（水道事業 2,831,566千円、水道用水供給事業 4,951千円）は損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

〔水道事業〕

	<u>収</u>	<u>入</u>	
第1款 水道事業資本的収入			2,372,145 千円
第1項 企業債			2,173,000 千円
第2項 国県補助金			1,000 千円
第3項 出資金			10 千円
第4項 工事負担金			195,115 千円
第5項 固定資産売却代金			10 千円
第6項 預託金返還金			3,000 千円
第7項 その他資本的収入			10 千円
	<u>支</u>	<u>出</u>	
第1款 水道事業資本的支出			5,203,711 千円
第1項 施設費			5,167,501 千円
第2項 企業債償還金			33,200 千円
第3項 預託金			3,000 千円
第4項 国庫補助金返還金			10 千円

〔水道用水供給事業〕

	<u>収</u> <u>入</u>	
第 2 款 用水供給事業資本的收入		54,045 千円
第 1 項 企 業 債		5,000 千円
第 2 項 工 事 負 担 金		49,025 千円
第 3 項 固定資産売却代金		10 千円
第 4 項 その他資本的收入		10 千円
	<u>支</u> <u>出</u>	
第 2 款 用水供給事業資本の支出		58,996 千円
第 1 項 施 設 費		58,986 千円
第 2 項 企 業 債 償 還 金		10 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
負 担 金 工 事	令 和 6 年 度	416,000 <small>千円</small>
送 配 水 施 設 整 備 事 業	令 和 6 年 度	300,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
送配水施設等整備事業	千円 2,173,000	証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	8.5% (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	40年(据置期間を含む。)以内に元利均等その他の方法により償還する。 ただし、財政の都合により繰上償還をなし、償還年限を短縮し、また低利債に借換することができるものとし、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。
水道用水供給事業	5,000			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,200,000千円と定める。

(他会計からの補助金)

第8条 上水道事業の運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、7,708千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、800,000千円と定める。

令和5年3月9日提出

北九州市長 武内和久

令和 5 年度 北九州市工業用水道事業会計暫定予算

(総 則)

第 1 条 令和 5 年度北九州市の工業用水道事業会計の暫定予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | | |
|-----|---------|-----------------------|
| (1) | 給水事業所数 | 70事業所 |
| (2) | 総給水量 | 10,769千m ³ |
| (3) | 一日平均給水量 | 118,342m ³ |

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第 1 款 工業用水道事業収益		497,555 千円
第 1 項 営業収益		441,368 千円
第 2 項 営業外収益		56,177 千円
第 3 項 特別利益		10 千円
	支	出
第 1 款 工業用水道事業費		445,507 千円
第 1 項 営業費用		444,611 千円
第 2 項 営業外費用		886 千円
第 3 項 特別損失		10 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 263,750千円は損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

	<u>収</u> <u>入</u>	
第1款 工業用水道事業資本的収入		840,383 千円
第1項 企 業 債		714,000 千円
第2項 国 庫 補 助 金		30,600 千円
第3項 工 事 負 担 金		95,763 千円
第4項 固 定 資 産 売 却 代 金		10 千円
第5項 其 他 資 本 的 収 入		10 千円
	<u>支</u> <u>出</u>	
第1款 工業用水道事業資本的支出		1,104,133 千円
第1項 施 設 費		1,104,123 千円
第2項 企 業 債 償 還 金		10 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
工業用水道事業改築事業	千円 714,000	証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	8.5% 以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	40年(据置期間を含む。)以内に元利均等その他の方法により償還する。 ただし、財政の都合により繰上償還をなし、償還年限を短縮し、また低利債に借換することができるものとし、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(他会計からの補助金)

第7条 工業用水道事業の運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、564千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、25,000千円と定める。

令和5年3月9日提出

北九州市長 武内和久

令和5年度 北九州市交通事業会計暫定予算

(総 則)

第1条 令和5年度北九州市の交通事業会計の暫定予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 乗 合 車	
イ 車 両 数	84台
ロ 走行キロメートル	731,000キロメートル
ハ 輸 送 人 員	1,057,000人
ニ 一日平均輸送人員	11,615人
(2) 貸 切 車	
イ 車 両 数	26台
ロ 走行キロメートル	83,000キロメートル
ハ 輸 送 人 員	106,000人
ニ 一日平均輸送人員	1,165人
(3) 主要な建設改良事業	
イ 旅客自動車整備事業	7,200千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	<u>収</u> <u>入</u>	
第1款 自動車運送事業収益		407,269 千円
第1項 営業収益		375,755 千円
第2項 営業外収益		31,494 千円
第3項 特別利益		20 千円
	<u>支</u> <u>出</u>	
第1款 自動車運送事業費		552,746 千円
第1項 営業費用		551,973 千円
第2項 営業外費用		263 千円
第3項 特別損失		10 千円
第4項 予備費		500 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 9,904千円は損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

	<u>収</u> <u>入</u>	
第1款 自動車運送事業資本的収入		7,240 千円
第1項 企業債		7,200 千円
第2項 国庫補助金		10 千円
第3項 県支出金		10 千円
第4項 固定資産売却代金		10 千円
第5項 その他資本的収入		10 千円

	<u>支 出</u>	
第 1 款 自動車運送事業資本の支出		17,144 千円
第 1 項 建設改良費		16,634 千円
第 2 項 企業債償還金		10 千円
第 3 項 予備費		500 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
旅客自動車整備事業	千円 7,200	証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	8.5 以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	30年(据置期間を含む。)以内に元利均等その他の方法により償還する。 ただし、財政の都合により繰上償還をなし、償還年限を短縮し、また低利債に借換することができるものとし、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、300,000千円と定める。

(他会計からの補助金)

第7条 交通事業の運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,380千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、87,500千円と定める。

令和5年3月9日提出

北九州市長 武内和久

令和5年度 北九州市病院事業会計暫定予算

(総 則)

第1条 令和5年度北九州市の病院事業会計の暫定予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|---------------------|----------|
| (1) 病 床 数 | 155床 |
| (2) 主要な建設改良事業 | |
| イ 北九州市立門司病院主要設備改修事業 | 27,010千円 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	<u>収 入</u>	
第1款 病院事業収益		56,129 千円
第1項 医業収益		710 千円
第2項 医業外収益		55,409 千円
第3項 特別利益		10 千円
	<u>支 出</u>	
第1款 病院事業費用		90,820 千円
第1項 医業費用		90,605 千円
第2項 医業外費用		205 千円
第3項 特別損失		10 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	<u>収 入</u>	
第1款 病院事業資本的収入		27,020 千円
第1項 企業債		10 千円
第2項 出資金		10 千円
第3項 補助金		27,000 千円
	<u>支 出</u>	
第1款 病院事業資本的支出		27,020 千円
第1項 建設改良費		27,010 千円
第2項 企業債償還金		10 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
北九州市立門司病院 主要設備改修事業	千円 10	証書借入 又は 証券発行 (他の地方 公共団体 との共同 発行を含 む。)	8.5 以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる政府 資金及び地方公共団体 金融機構資金について、 利率の見直しを行った 後においては、当該見 直し後の利率)	30年(据置期間を含む。)以内に元利均等そ 他の方法により償還する。 ただし、財政の都合により繰上償還をなし、 償還年限を短縮し、また低利債に借換するこ とができるものとし、借入先の融通条件がある ときは、これに従うことができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

(他会計からの補助金)

第7条 病院事業の運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、29,854千円である。

令和5年3月9日提出

北九州市長 武内和久

令和5年度 北九州市下水道事業会計暫定予算

(総 則)

第1条 令和5年度北九州市の下水道事業会計の暫定予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 処 理 水 量	35,661,500m ³	
(2) 水 洗 化 助 成 戸 数	3戸	
(3) 主要な建設改良事業		
イ 管 渠 布 設	3,807,629千円	小倉北区末広地区、小倉南区曾根新田地区、八幡東区西本町地区等
ロ 処 理 場 整 備	1,610,000千円	皇后崎浄化センター等

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	<u>収 入</u>	
第1款 下水道事業収益		6,418,184 千円
第1項 営業収益		4,841,565 千円
第2項 営業外収益		1,576,589 千円
第3項 特別利益		30 千円

	<u>支 出</u>	
第1款 下水道事業費		7,055,340 千円
第1項 営業費用		6,940,424 千円
第2項 営業外費用		111,146 千円
第3項 特別損失		3,770 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 716,537千円は損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

	<u>収 入</u>	
第1款 下水道事業資本的収入		7,693,893 千円
第1項 企業債		4,104,000 千円
第2項 国庫補助金		3,534,112 千円
第3項 負担金		53,119 千円
第4項 寄附金		2,341 千円
第5項 貸付金回収金		291 千円
第6項 基金繰入金		10 千円
第7項 その他資本的収入		20 千円

	<u>支 出</u>	
第1款 下水道事業資本的支出		8,410,430 千円
第1項 建設改良費		8,359,671 千円
第2項 企業債償還金		50,000 千円
第3項 投資		759 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
施 設 改 良 事 業	令 和 6 年 度	300,000 <small>千円</small>
公 用 車 リ ー ス 経 費	自 令 和 6 年 度 至 令 和 11 年 度	39,200

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道建設事業	千円 4,104,000	証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	8.5% 以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	40年(据置期間を含む。)以内に元利均等その他の方法により償還する。 ただし、財政の都合により繰上償還をなし、償還年限を短縮し、また低利債に借換することができるものとし、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、8,000,000千円と定める。

(他会計からの補助金)

第8条 下水道事業の運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、900,317千円である。

令和5年3月9日提出

北九州市長 武内和久

令和5年度 北九州市公営競技事業会計暫定予算

(総 則)

第1条 令和5年度北九州市の公営競技事業会計の暫定予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

〔競輪事業〕

(1) 開催日数	18 日
(2) 車券発売金	7,191,000 千円
(3) 1日平均車券発売金	399,500 千円
(4) 場間場外発売金	948,627 千円
(5) 主要な建設改良事業	
イ 小倉競輪場施設整備事業	182,670 千円

〔モーターボート競走事業〕

(1) 開催日数	52 日
(2) 舟券発売金	38,000,000 千円
(3) 1日平均舟券発売金	730,769 千円
(4) 場間場外発売金	2,337,702 千円
(5) 主要な建設改良事業	
イ 若松モーターボート競走場施設整備事業	1,754,500 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

〔競輪事業〕

	収 入	
第1款 競輪事業収益		7,483,097 千円
第1項 営業収益		7,414,173 千円
第2項 営業外収益		68,904 千円
第3項 特別利益		20 千円
	支 出	
第1款 競輪事業費		7,295,100 千円
第1項 営業費用		7,293,577 千円
第2項 営業外費用		513 千円
第3項 特別損失		1,010 千円

〔モーターボート競走事業〕

	収 入	
第2款 モーターボート競走事業収益		38,799,753 千円
第1項 営業収益		38,794,568 千円
第2項 営業外収益		5,175 千円
第3項 特別利益		10 千円
	支 出	
第2款 モーターボート競走事業費		36,218,872 千円
第1項 営業費用		36,212,250 千円
第2項 営業外費用		5,612 千円
第3項 特別損失		1,010 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,950,918千円（競輪事業 119,160千円、モーターボート競走事業 1,831,758千円）は利益剰余金処分額 10千円及び損益勘定留保資金等 1,950,908千円で補てんするものとする。）。

〔競輪事業〕

	収	入	
第1款 競輪事業資本的収入			700,020 千円
第1項 出 資 金			700,000 千円
第2項 固定資産売却代金			10 千円
第3項 基金繰入金			10 千円
	支	出	
第1款 競輪事業資本的支出			819,180 千円
第1項 建設改良費			186,670 千円
第2項 企業債償還金			632,500 千円
第3項 投 資			10 千円

〔モーターボート競走事業〕

	収	入	
第2款 モーターボート競走事業資本的収入			700,010 千円
第1項 固定資産売却代金			10 千円
第2項 基金繰入金			700,000 千円
	支	出	
第2款 モーターボート競走事業資本的支出			2,531,768 千円
第1項 建設改良費			1,812,748 千円
第2項 企業債償還金			19,000 千円
第3項 投 資			700,010 千円
第4項 繰 出 金			10 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
ボートレース若松 大型映像装置等配線更新事業	令和6年度	49,000 ^{千円}
ボートレース若松 競走艇揚降装置整備事業	令和6年度	7,000

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、6,000,000千円と定める。

(利益剰余金の処分)

第7条 利益剰余金のうち 10千円は、次のとおり処分するものと定める。

(1) 一般会計繰出金 10千円

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、5,000千円と定める。

令和5年3月9日提出

北九州市長 武内和久